

平成26年12月3日
最終改定 平成27年1月30日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
品質管理部

QMS調査に関する簡易相談に添付する資料について

医薬品医療機器総合機構が実施する対面助言のうち、QMS調査に関する簡易相談の実施要綱につきまして、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成24年3月2日付、薬機発第0302070号、平成26年11月21日一部改正）の別添13にて示されているところです。今般、QMS調査に関する簡易相談のうち、基準適合証の管理に関する相談につきましては、別添の様式1又は2に必要事項をご記入の上、相談の添付資料としてご提出くださいますよう、お願いいたします。

